

令和6年度における国民健康保険税の改正について

1 趣旨

令和5年12月22日付けで「令和6年度税制改正大綱」が定められ、その中に、国保税における負担の公平性を図るため、「軽減措置の拡充」と「課税限度額の引上げ」が盛り込まれました。直近では、令和5年度にも「軽減措置の拡充」と「課税限度額の引上げ」の改正がありました。

今後、「軽減措置の拡充」と「課税限度額の引上げ」は令和6年3月までに国により地方税法施行令が改正される見込みです。安城市としても、国が定める法定どおりの改正を行う予定です。

2 軽減措置の拡充について

軽減措置とは、所得に応じて、国保税の均等割（1人当たり課税）及び平等割（1世帯当たり課税）を一定割合（7割・5割・2割）軽減する制度のことです（低所得者対策）。

(1) 軽減措置の改正案

軽減種別	改正	軽減基準（世帯主及び国保加入者の合計所得）
7割軽減	改正なし	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下
5割軽減	改正前	43万円+29万円×（国保加入者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）
	改正後	43万円+ 29.5万円 ×（国保加入者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）
2割軽減	改正前	43万円+53.5万円×（国保加入者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）
	改正後	43万円+ 54.5万円 ×（国保加入者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）

※給与所得者等：一定の給与所得者（給与収入55万円超）及び公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受ける者

(2) 改正による影響（令和6年度税額ベース）※R6.1.19現在のデータによる試算

軽減種別	軽減世帯数		軽減額	
	拡充前	拡充後	拡充前	拡充後
7割軽減 (改正なし)	3,901	3,901	227百万円	227百万円
5割軽減	2,162	2,207	103百万円	106百万円
2割軽減	2,185	2,232	42百万円	43百万円
合計 (影響分)	8,248世帯	8,340世帯 (92世帯増)	372百万円	376百万円 (4百万円増)

(3) 該当世帯の例

(例) 3人世帯の場合（所得1人）

軽減種別	軽減の対象となる所得（給与収入）	
	拡充前	拡充後
7割軽減	43万円（98万円）以下	43万円（98万円）以下
5割軽減	130万円（197.1万円）以下	131.5万円（199.5万円）以下
2割軽減	203.5万円（302.3万円）以下	206.5万円（306.7万円）以下

3 課税限度額の引上げについて

課税限度額とは、1世帯（納税義務者）に課税される限度の金額（年間）のことです。

(1) 課税限度額の改正案

区分	限度額引上げ前	限度額引上げ後	増加額
医療分	65万円	65万円	変更なし
後期分	22万円	24万円	2万円
介護分	17万円	17万円	変更なし
合計	104万円	106万円	2万円

(2) 改正による影響（令和6年度税額ベース）※R6.1.19現在の国保加入世帯による試算

区分	全世帯数	限度額引上げ前 超過世帯数（A） （該当率）	限度額引上げ後 超過世帯数（B） （該当率）	国保税課税額 の増加額
医療分	18,998 世帯	376世帯 (1.98%)	376世帯 (1.98%)	0万円
後期分	18,998 世帯	664世帯 (3.50%)	568世帯 (2.99%)	約1,229万円
介護分	8,241 世帯	334世帯 (4.05%)	334世帯 (4.05%)	0万円
			計	約1,229万円

(3) 該当世帯の例

(例) 3人世帯の場合（介護分2人、所得1人）

区分	限度額に到達する所得（給与収入）	
	限度額引上げ前	限度額引上げ後
医療分	944.8万円（1,139.8万円）	944.8万円（1,139.8万円）
後期分	668.8万円（863.8万円）	739.2万円（934.2万円）
介護分	651.7万円（846.3万円）	651.7万円（846.3万円）